

高等教育機関に在籍する重度障害学生の支援における 相談支援専門員の役割

○尾崎 柊子

大村 美保

(筑波大学人間学群障害科学類) (筑波大学人間系)

KEY WORDS: 高等教育 重度障害学生 障害福祉サービス

(目的)

日本の高等教育機関には、日常的に車椅子を利用し、移動、食事、排泄等に介助や見守りを必要とする重度障害学生が在籍し、これらの中には障害福祉サービスを利用し生活を送る学生も存在する。障害福祉サービスを利用する際の計画の作成など福祉に関する相談は相談支援専門員が担っているが、高等教育機関に在籍する重度障害学生を支援する相談支援専門員の実態について研究は行われていない。よって、本研究では実際に支援にあたった相談支援専門員に対しインタビュー調査を行い、実際の対応を明らかにすることを目的とする。

(方法)

調査対象 全国にある重度障害学生の入学時の支援にあたった相談支援事業所のうち、調査協力の同意が得られた6か所の相談支援専門員6名を対象とした。

調査方法 インタビューガイドに沿って半構造化面接を行った。

調査項目 全国高等教育障害学生支援協議会(2019)の全国の大学の支援室の支援状況についての調査並びに筑波大学(2018)を参考にし、実際に扱ったケースの概要について尋ねた。

分析方法 録音したインタビュー内容は逐語録化し、質的データ分析ソフトMAXQDA2020.2.0を用いてデータの切片化、コーディング並びにKJ法を参考に分類を行った。

倫理的配慮 本研究は筑波大学人間系研究倫理委員会にて審査を受け、承諾を得た後に実施した。(倫理審査承認番号: 2020-43A)

(結果)

相談支援専門員の業務に関するコードを抜き出し、27のサブカテゴリ並びに17のカテゴリを見出した。今回見出されたカテゴリは3つのプロセス並びに関係機関との連絡調整からなるサービス利用援助と、相談支援の基本姿勢に分類することができた。Fig. 1にカテゴリ概念図を示した。

ニーズ把握 カテゴリとして「インテーク」と「サービス等利用計画案の作成」が導き出された。「サービス等利用計画案の作成」のサブカテゴリは「自治体への打診・交渉」「カリキュラムに応じた組み立て」であった。

サービス選定・調整 カテゴリとして「サービス等利用計画の作成」「サービス担当者会議」「修学支援事業の利用しにくさ」が導き出された。サブカテゴリとして「サービス等利用計画の作成」では「生活時間の遅さ」「組み立ての難しさ」「支援量の多さ」が、「修学支援事業の利用しにくさ」は「制度の未整備」「対応できるヘルパー事業所の少なさ」「修学支援事業の単価の低さ」が得られた。

モニタリング カテゴリとして「定期的なサービス調整」「モニタリング会議・面談」「単身生活の学生の支援」が導き出された。サブカテゴリとして「定期的なサービス調整」では「カリキュラム変更に伴う調整」「時間数の変更と交渉」「継続的な支援の抽出と調整」が、「単身生活の学生の支援」では「家族の不安感」「状況把握の難しさ」「急なキャンセルへの対応」「緊急時対応・夜間対応」が得られた。

関係機関との連絡調整 カテゴリとして「訪問看護ステーションとの連絡調整」「家族との連絡調整」「自治体との連絡

調整」「ヘルパー事業所との連絡調整」「大学との連絡調整」「大学の宿舎との連絡調整」が導き出された。サブカテゴリとして「家族との連絡調整」では「家族との協力」「家族へのサービス利用の説明」が、「大学との連絡調整」では「学内の介助の調整」「学生のニーズの共有」「小中高との違い」が得られた。

支援における基本姿勢 カテゴリとして「ライフステージの切り替えの支援」「自己決定を促す」「ユーザー教育」が見出された。サブカテゴリとして「自己決定を促す」では「窓口の変更」「本人主体の支援」「本人のエンパワメント」「本人の希望の抽出」が、「ユーザー教育」では「本人の社会性の強化」「サービス利用の仕組みの説明」「自身のニーズの把握」が得られた。

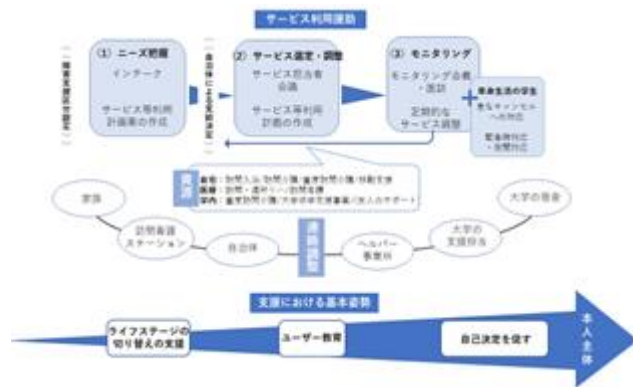


Fig. 1 カテゴリ概念図

(考察)

大学に通学する重度障害学生の支援も通常の相談支援業務と同様のプロセスで行われていたが、中でも特徴として、1)大学生の支援そのものが稀であるのに加えて単身生活の学生の支援のケースが少数であること、2)大学内を含めた日中の支援の導入と組み立てが必要であること、3)学期毎の時間割変更に伴い時間数の変更も含めた調整が大きな負担となることが、4)親の意向が大きく影響することの4点が挙げられた。また、支援における基本姿勢の「自己決定を促す」と「ユーザー教育」を通して、相談支援専門員は学生本人の主体性を高めていくことを支援のプロセス全体で行っていた。この姿勢は、ソーシャルワークの理念に通じるものであり、相談支援専門員はソーシャルワークの専門性を生かし実施しているものと考えられる。今後、重度障害学生の支援に関わる相談支援専門員には、大学に通学する際の障害福祉サービス等の利用が可能となるよう制度の改善に向けて働きかけを行うこと、アウトリーチを通して障害のある学生が早期からサービスを使った生活に慣れ親しんでいけるように働きかけていくこと、そして、関係機関と連携した支援の提供がその役割として求められる。

(文献)

筑波大学(2018)大学等に通学する重度障害者に対する支援体制構築の体系化成果報告書。

全国高等教育障害学生支援協議会(2019)重度障害学生の支援のあり方に関する調査結果報告書。